令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B216	児童手当給付費負担金	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童手当給付費負担金

事業期間	昭和46年度～	根拠法令	児童手当法第18条、附則第2条(義務)	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsｺﾞｰﾙ	1,10
				分野施策	010102　子育て支援の充実	SDGsﾀｰｹﾞｯﾄ	1-2,1-3,10-4

1　事業概要

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資する。

県は、児童手当法に基づき、その財源の一部を負担する。

（1）児童手当給付費負担金　　16,381,804千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)　市町村

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費　(細目)児童手当・子ども手当費
(細節)児童手当・子ども手当費
(積算内容)児童手当・子ども手当給付費等

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容　　16,381,804千円

０歳から中学校修了前までの児童を養育している者へ児童手当を支給する市町村に対し、負担金を交付する。

（2）事業計画

ア　手当月額
- ３歳未満　15,000円
- ３歳以上小学校修了前（第1子・2子）　10,000円
  （第3子以降）　15,000円
- 小学校修了後中学校修了前　10,000円
- 所得制限以上の世帯の児童　5,000円

イ　支給対象延べ児童数（見込み）　10,167,432人

ウ　支給対象月　令和3年2月分～令和4年1月分(12か月分)

エ　県の負担割合
- ３歳未満の児童のうち被用者分　4/45
- その他　1/ 6

（3）事業効果

子育て世帯の生活の安定が図られるとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することができる。

支給対象延べ児童数

平成28年度	10,640,803人
平成29年度	10,533,732人
平成30年度	10,406,906人
令和元年度	10,261,733人
令和 2年度（見込）	10,162,528人

（4）その他

令和3年度における制度変更　なし

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	16,381,804							16,381,804	△310,199
前年額	16,692,003							16,692,003	